

足立区特別養護老人ホーム整備方針 (令和2年度～11年度)

令和2年9月



福祉部 高齢者施策推進室
高齢福祉課
地域包括ケア推進課
介護保険課

目次

第1章 基本方針

- 1 策定にあたって 1 ページ
- 2 整備方針の位置づけ 2 ページ

第2章 高齢者の状況

- 1 足立区人口推計 3 ページ
- 2 高齢者の人口推計 3～4 ページ
- 3 高齢者人口の増加に伴う課題 4～5 ページ

第3章 特別養護老人ホームの現状と課題

- 1 施設の整備状況 6 ページ
- 2 入所希望者の状況 6～10 ページ
- 3 入所待機者にかかわる課題 10～12 ページ

第4章 施設整備計画

- 1 施設整備の区の方考え方 13 ページ
- 2 今後10年間の整備目標 13 ページ
- 3 今後の施設整備における課題・留意点 13～14 ページ
- 4 令和11年度までの整備スケジュール 16～17 ページ

資料

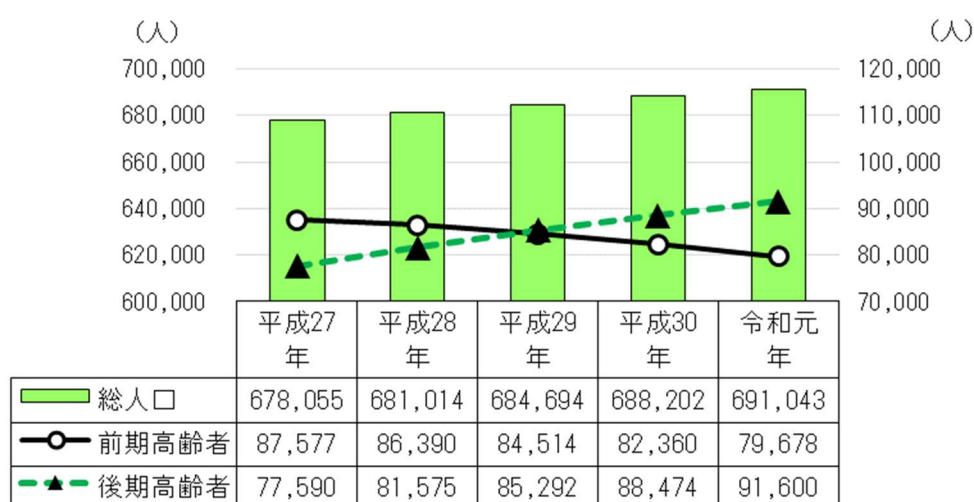
- 優先入所評価基準 18～20 ページ
- 高齢者等実態調査の概要 21 ページ

第1章 基本方針

1 策定にあたって

足立区では、特に75歳以上の後期高齢者の人口増加が顕著であり（表1「高齢者人口の推移」参照）、これによって高齢化率は24.8%と23区のトップに押し上げられています。令和2年2月の足立区人口推計によれば、高齢者人口は令和42年（2060年）にピークをむかえ、中位推計でも251,398人となり、令和2年（2020年）と比較して約7万8千人、46%増加することになります（3ページの図4「高齢者の人口推計」参照）。

表1 高齢者人口の推移（各年10月1日現在）



当区では前述の人口推計を念頭に、高齢者施策を計画的に推進するため、「地域包括ケアシステムビジョン」「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定し、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域住民、介護事業者、医療機関、区等が連携し、高齢者を地域で支える仕組みづくりに取り組んでいます。

その結果、地域密着型サービスを含む介護保険サービス、生活支援、地域の見守り活動など多様な支援策が充実する一方で、特別養護老人ホームの入所待機者数は平成29年度以降年々増加し（16ページ「申込人数の推移」参照）、令和2年6月時点で、約2,500名となっています。

そこで、入所待機者の解消はもとより、災害時における福祉避難所としての機能が期待される特別養護老人ホームを、中長期的（令和2年度から11年度までの10年間）な視点に立って計画的に建設するため、本指針（以下、「整備方針」という。）を策定します。

2 整備方針の位置づけ

- (1) 本整備方針に基づき「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、特別養護老人ホームの整備を進めます。
- (2) 本方針の計画期間は令和2年度から11年度までの10年間とし、施設整備状況、施設改修計画、入所状況等を勘案し、必要に応じて見直します。

図1 特別養護老人ホーム整備方針の位置づけ

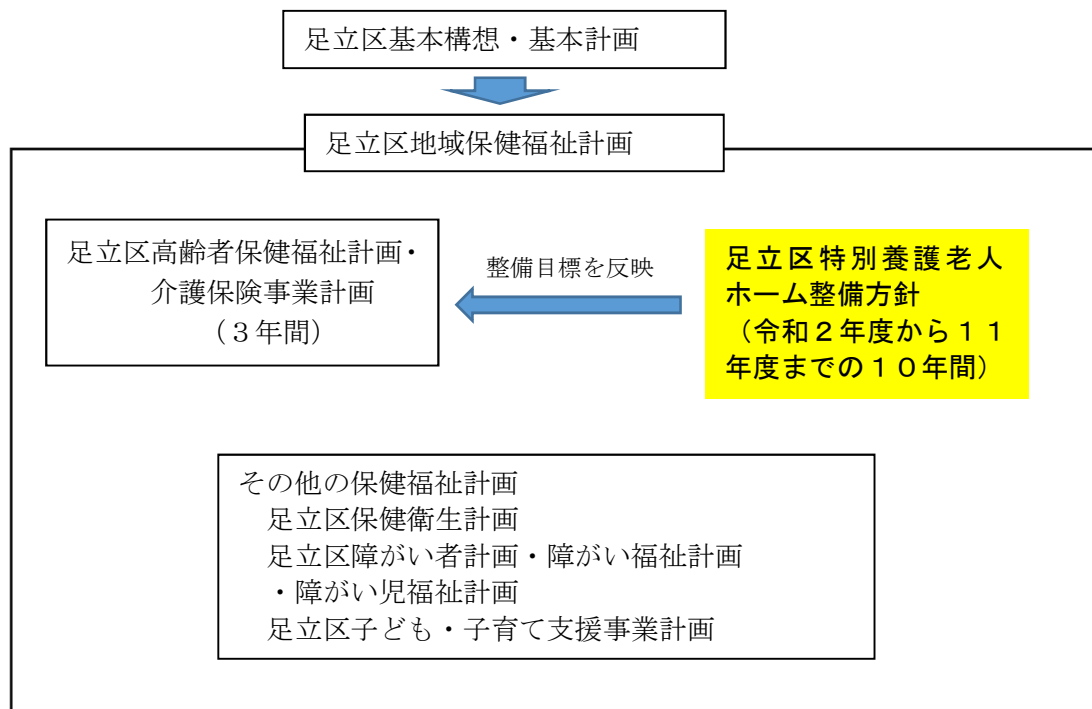
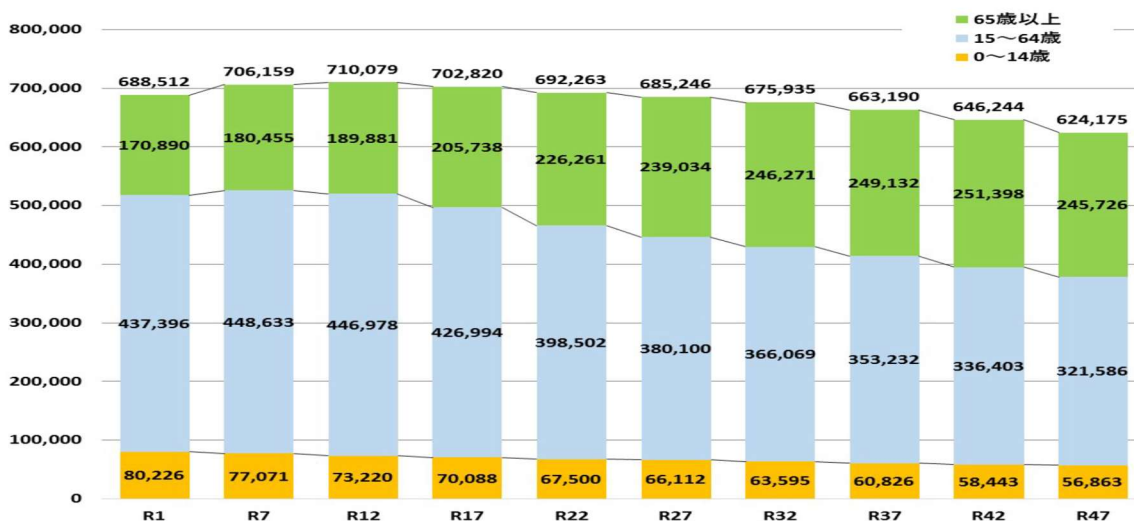


図2 計画期間

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
第7期									
	第8期介護保険事業計画								
				第9期介護保険事業計画					
							第10期介護保険事業計画		

第2章 高齢者の状況

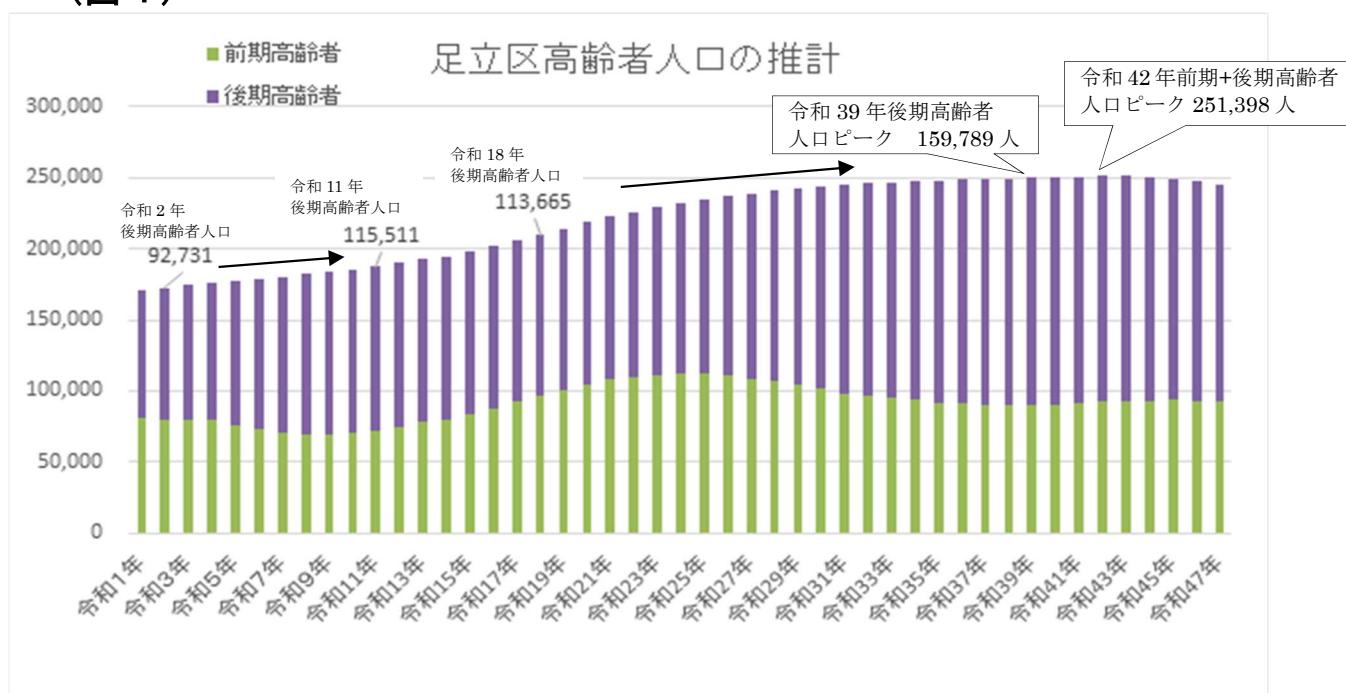
1 足立区人口推計（図3）



出典：令和2年2月足立区人口推計（中位推計）

- (1) 足立区の人口は、令和12年の710,079人をピークに減少に転じ、令和47年には624,175人まで減少すると見込まれます。
- (2) 令和12年までは人口構造に大きな変化はありませんが、総人口が減少する一方で、高齢者人口は増加を続けます。

2 高齢者の人口推計（前期高齢者（65～74歳）、（後期高齢者（75歳以上））（図4）



出典：令和2年2月足立区人口推計（5地区別・1歳級別 中位推計）

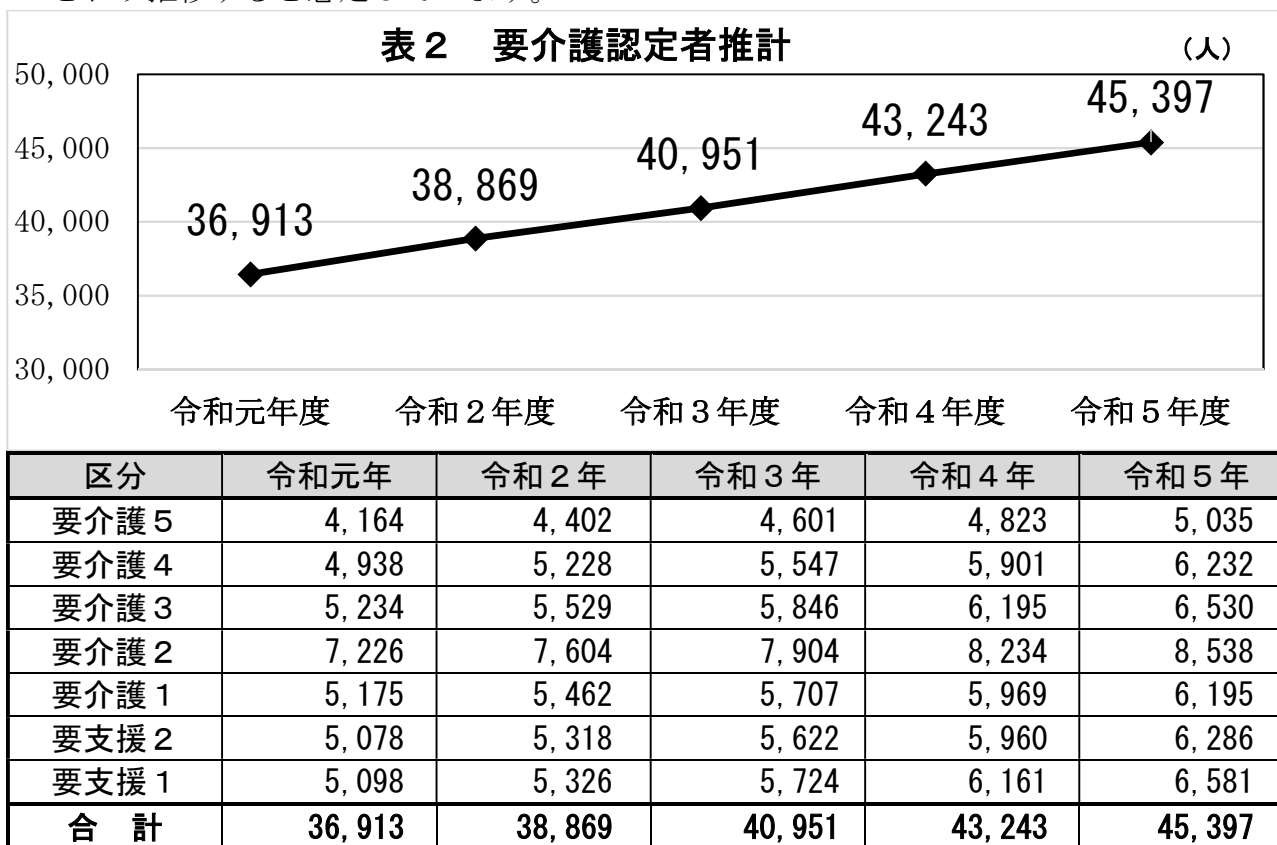
- (1) 令和2年に172,758人であった足立区の高齢者人口は、令和11年には187,190人と、14,432人、8%増加すると推計されます。その後、令和42年のピーク時には251,398人となり、令和2年と比べ78,640人、46%増加すると考えられます。
- (2) 後期高齢者人口（75歳以上）は、令和元年から令和11年まで増加を続け、その後一時減少傾向となりますが令和18年から再度増加に転じ、令和39年にピークを迎え159,789人となると推計されます。
- (3) 一方、前期高齢者人口（65歳以上75歳未満）は減少を続け、令和9年に69,490人となった後に増加に転じ、令和24年にピークを迎え112,555人となると推計されます。

3 高齢者人口の増加に伴う課題

(1) 要介護高齢者の増加

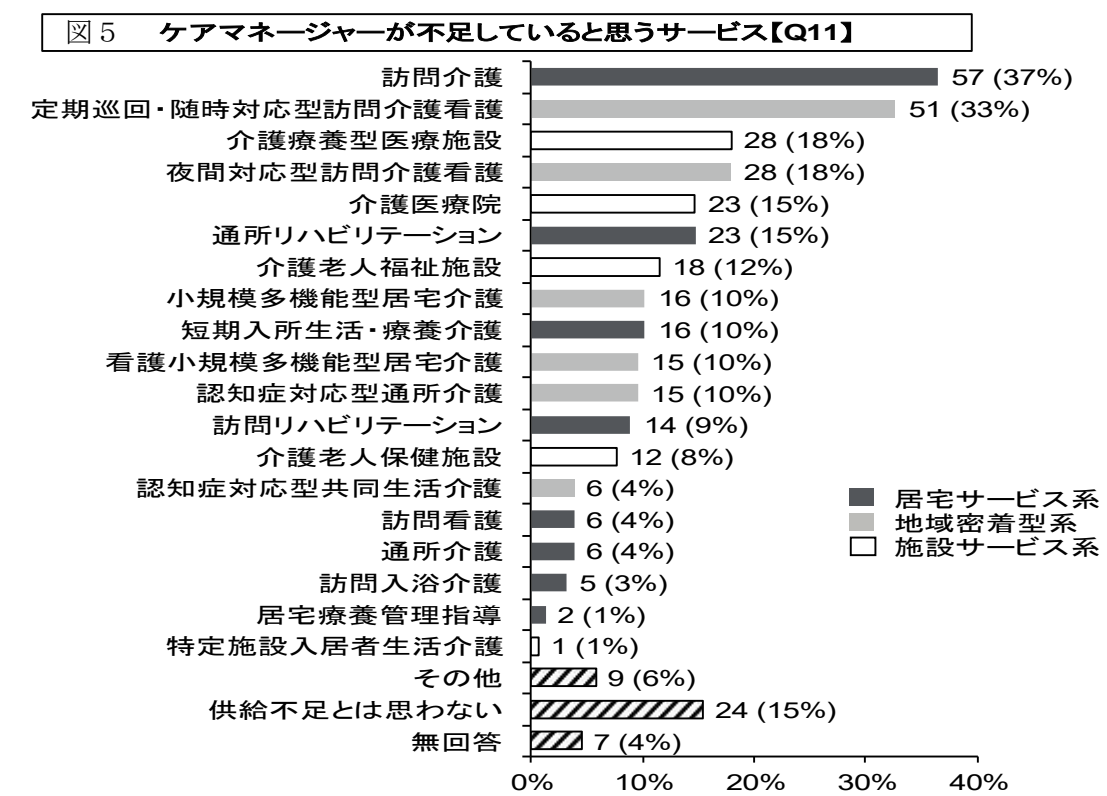
令和2年4月1日時点において、65歳以上の高齢者のうち要介護・要支援認定を受けた者の割合（以下「認定率」という。）は約21%ですが、後期高齢者に限ってみると認定率は約34%に跳ね上がります。このため後期高齢者の増加は、取りも直さず要介護高齢者の増加につながるのです。

第8期の足立区介護保険事業計画によれば、計画期間中に要介護認定者数は表2のとおり推移すると想定しています。



(2) 介護サービス事業所や介護保険施設の不足

令和元年度実施の居宅介護支援事業所実態調査(21ページ参照)の結果によると、ケアマネジャーの視点から現状不足していると思うサービスは、訪問介護が37%、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が33%と高く、介護療養型医療施設と夜間対応型訪問介護看護が18%、介護医療院と通所リハビリテーションが15%、介護老人福祉施設が12%と続いています。要介護認定者の増加が見込まれる中、必要とされるサービスを見極め充足させていく必要があります。



出典:居宅介護支援事業所実態調査 問11

(3) 介護事業に関わる人材の不足

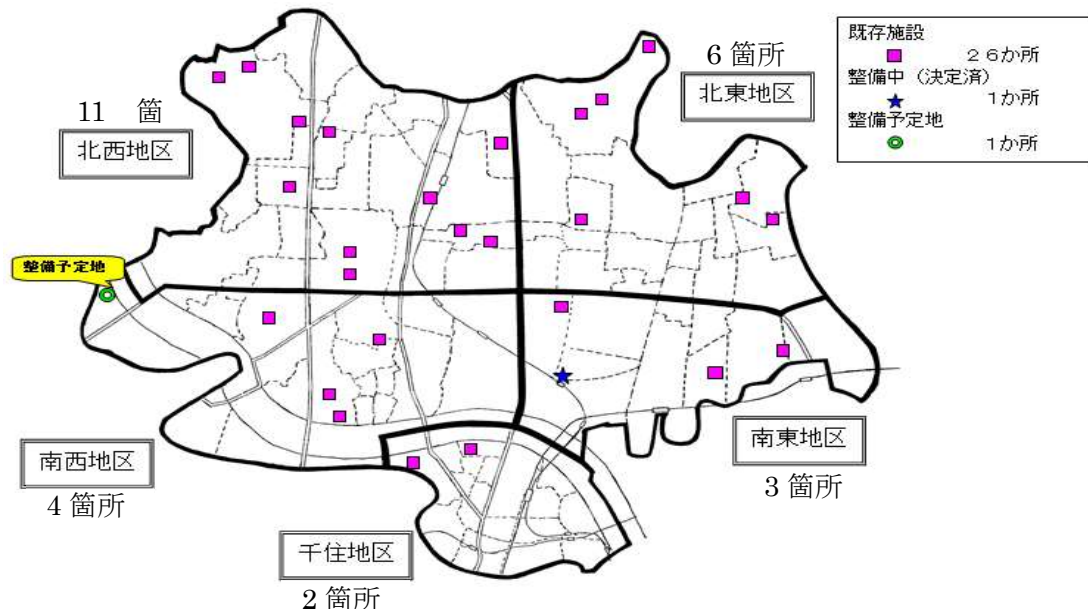
在宅サービスの事業所対象の調査(21ページ参照)結果では、人材が確保できていないと答えた事業所は17%となっており、現状でも人材が不足している傾向がうかがえます。平成29年度の都の試算をもとに推計したところ、足立区では5年後の令和7年度(2025年度)には約1,300人の介護職員の不足が見込まれます。

今後、高齢者人口の増加に比例して、介護保険サービスや生活支援を必要とする高齢者の増加も見込まれることから、人材の確保は必須です。

第3章 特別養護老人ホームの現状と課題

1 施設の整備状況

図6 足立区特別養護老人ホーム位置図（令和2年1月1日現在）



2 入所希望者の状況

(1) 特別養護老人ホームの入所申込希望先状況（令和2年6月1日現在）（表3）

希望者数は、第1～2希望まで記入された延べ人数。現在、各施設ともほぼ満室。

(人)

施設名（定員）	希望者数	施設名（定員）	希望者数	施設名（定員）	希望者数
足立新生苑（220）	364	イーストピア東和（147）	375	ケアホーム足立（100）	93
紫磨園（120）	259	プレミア扇（96）	96	足立万葉苑（100）	98
さの（100）	159	ハピネスあだち（150）	118	ル・ソラリオン綾瀬（多）（40）	182
扇（76）	141	はるかぜ（32）	31	ル・ソラリオン綾瀬（ユ）（120）	116
六月（50）	113	千住桜花苑（100）	186	花畑あすか苑（多）（40）	177
グレイスホーム（50）	136	竹の塚翔裕園（100）	77	花畑あすか苑（ユ）（100）	108
足立翔裕園（150）	229	ル・ソラリオン西新井（150）	125	レスパート千住（多）（30）	194
さくら（60）	120	ピオーネ西新井（100）	135	レスパート千住（ユ）（90）	145
中央本町杉の子園（60）	163	奉優の家（74）	61	ケアホーム花畑（多）（36）	184
ウエルガーデン伊興園（130）	240	古千谷苑（120）	64	ケアホーム花畑（ユ）（72）	115
				合計（延べ）	4,604

※順番は開設順

(2) 施設サービスの需要について

ア 令和2年6月1日までの入所待機者の状況は表4のとおりです。全体の人数及び各優先度区分での年間の人数の増減は、ほぼ横ばいとなっています。

各優先度区分ごとの待機者人数 (表4)

※ 各年度末現在の数字 (人)

優先度区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
A (18~25点)	1,004	1,154	1,196	1,229
B (12~17点)	1,093	1,158	1,116	1,151
C (11点以下)	167	161	163	174
合計 (名)	2,264	2,473	2,475	2,554

※優先度区分とは、入所の必要性の高さを判断する基準 (評価基準) に基づいて算定した点数の区分です (評価基準は18ページ「資料」に掲載)。

※令和2年度については、令和2年6月1日現在の数字です。

図7 各優先度区分ごとの待機者人数

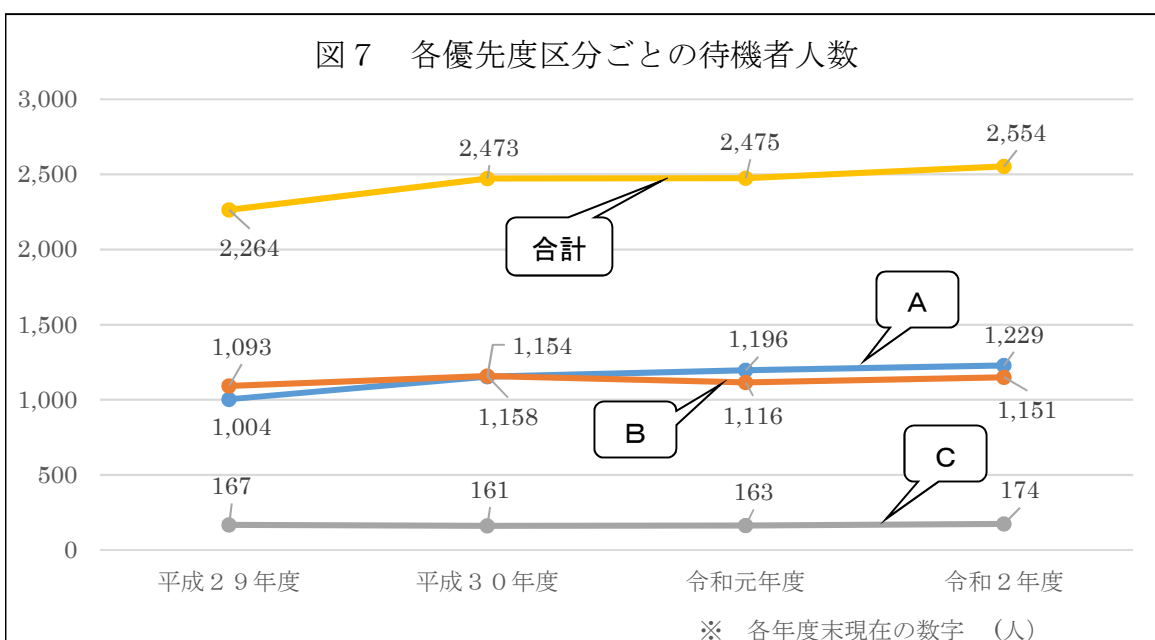
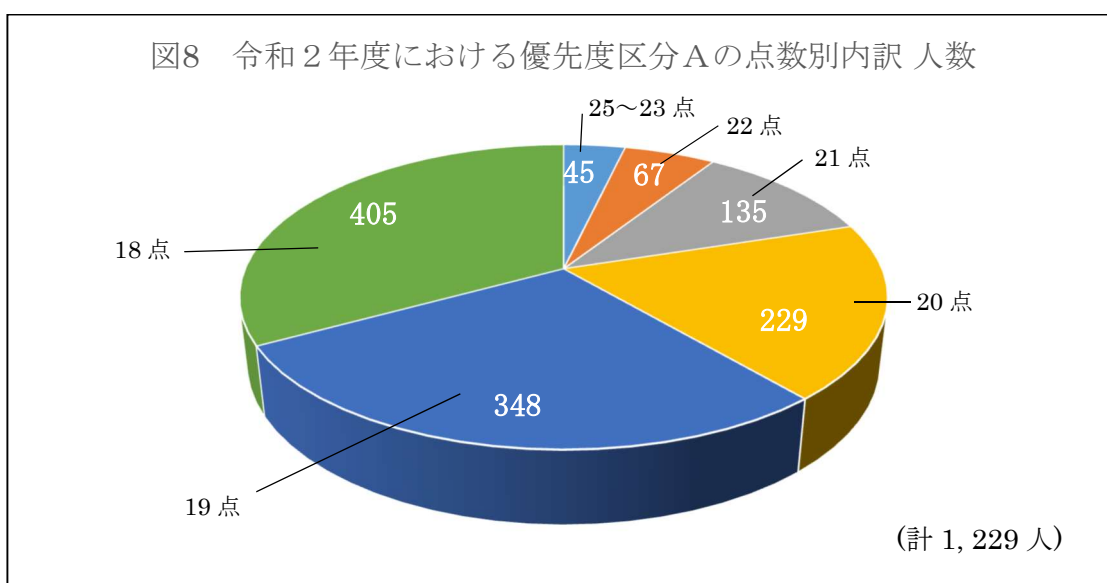
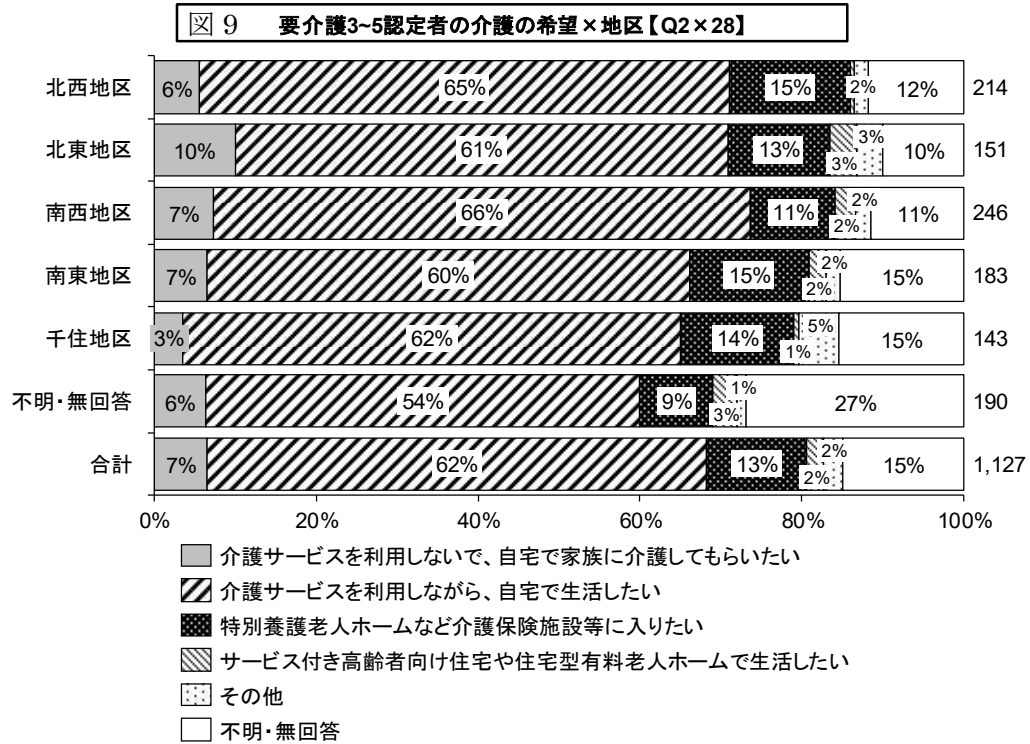


図8 令和2年度における優先度区分Aの点数別内訳人数

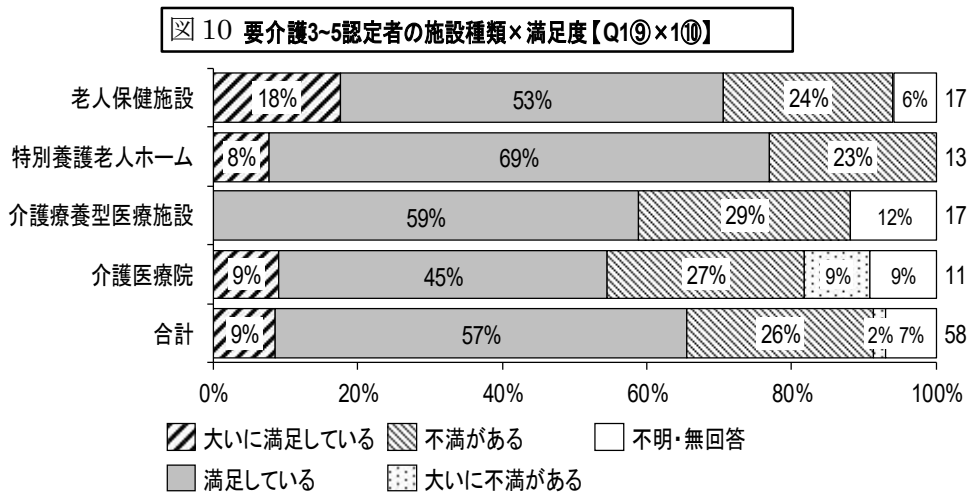


イ 要介護認定者実態調査（21ページ参照）では、要介護3以上の認定者の特養入所希望は13%となっており、認定者数からおよそ1,864名が特養申込希望者と推測されます。しかしながら、現在約2,500名の待機者があり、特養待機時間の長さなどが影響していると推測されます。



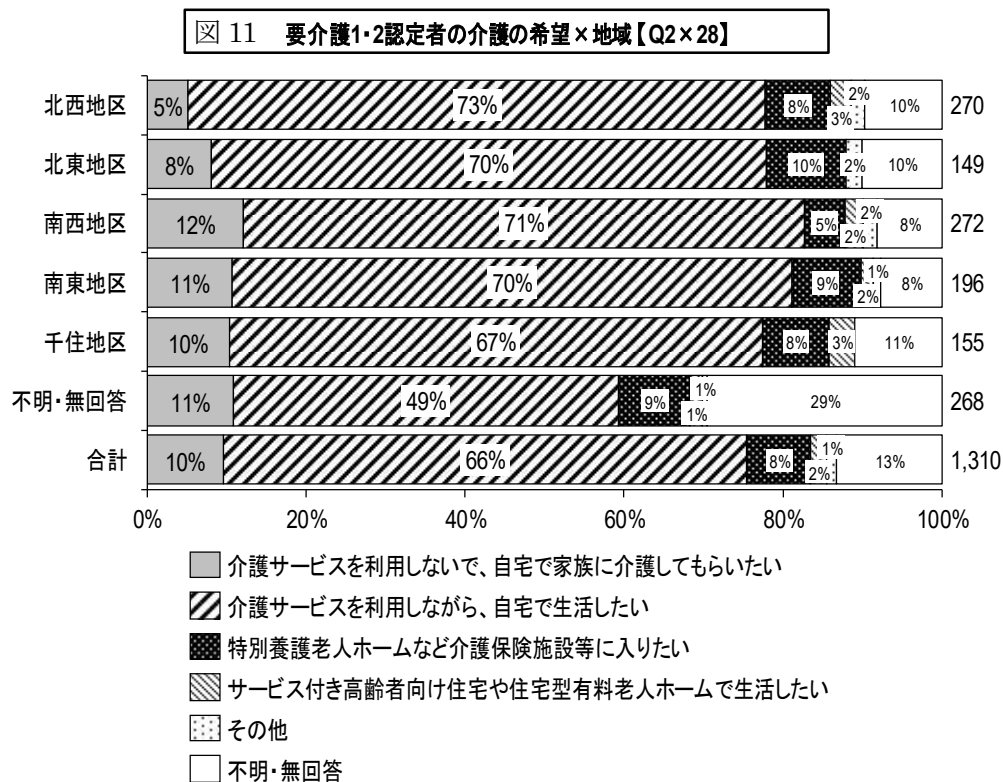
出典:要介護認定者実態調査 問2, 問28

ウ 要介護認定者実態調査において、要介護3以上の施設利用の高齢者では、特別養護老人ホームの満足度が77%と他の施設に比べ高くなっています。



出典:要介護認定者実態調査 問1⑨, 問1⑩

エ 要介護認定者実態調査において、要介護1・2認定者の高齢者で特別養護老人ホームなど介護保険施設等に入りたいと希望している割合が8%となっています。



出典：要介護認定者実態調査 問2，問28

(3) 特別養護老人ホーム入所者人数と施設回転率（表5）

※ 各年度末現在の数字（人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平均
入所者	634	695	747	692
全施設定員	2,583	2,811	2,813	2,736
回転率	25%	25%	27%	25%

※回転率とは、定員に対する年間の新規入所者の割合。新規入所者／定員で計算します。

(4) 特別養護老人ホーム退所者数（表6）

※ 各年度末現在の数字（人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平均
死亡退所	496	477	492	488
医療入院退所	121	96	141	119
その他	13	10	7	10
計	630	583	640	618

ア 特別養護老人ホームの入所者数と退所者数は、年間600名から700名の間で推移しており、施設の定員に対する回転率の平均は25%となっています。

イ 令和元年度（令和2年3月末まで）の各施設における入所辞退の主な理由は、「医療ケアが必要になり入所できない」というやむを得ない理由（6人）の他に、「まだ入所しなくてもよい」や「他の施設に入所し、現在安定しているため」などという家族意向による辞退理由（15人）が目立ちます。

辞退者はその他の理由の4人を加え、合計25人となっています。このことから、家族意向による辞退者のような、「現在直ちに入所が必要」でない申込者が3%程度いることが推測できます。

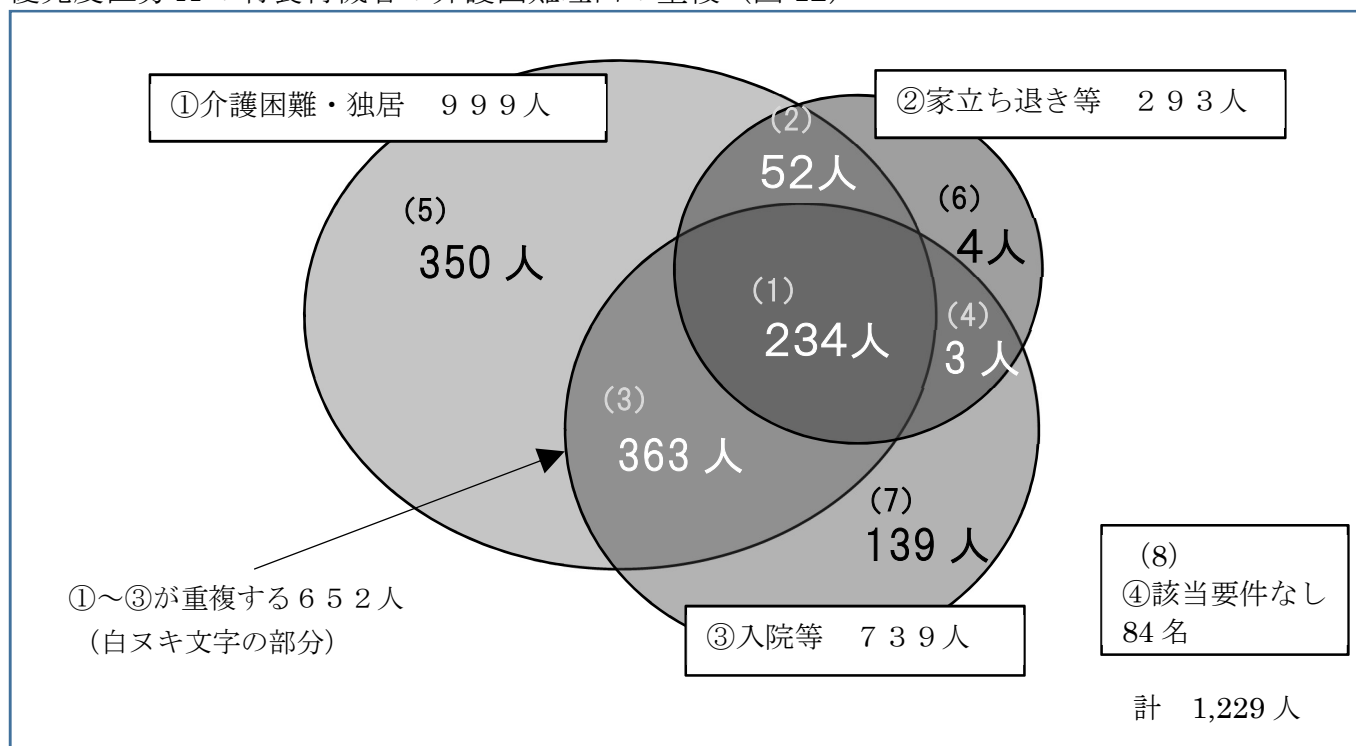
3 入所待機者にかかわる課題

- (1) 従来から、入所の必要性の高さを判断する評価基準に基づき、入所待機者の優先度区分A・B・Cを決定していますが、本方針を策定するにあたり、優先度区分Aについて、介護困難理由の分析を行いました。
- (2) 優先度区分Aの待機者は、令和2年6月1日現在1,229名です。そのなかでも、「在宅ではなく、現在病院や老人保健施設などのなんらかの施設で生活している（③入院等）」人は739人で60%、「家を処分して戻るところがない（②家立ち退き等）」人は293人で24%となっています。
- (3) 介護者については、「介護者がいない単身者」も増えているほか、介護者自身が高齢のいわゆる「老老介護」や、「介護者に持病がある」「他にも介護しなければいけない人がいる」など、在宅での介護が困難な待機者（①介護困難・独居）は999人で、81%を占めています。
- (4) 「①介護困難・独居」「②家立ち退き等」「③入院等」のうち2つの理由が重複した待機者は418人（34%）、3つの理由が重複した待機者は234人（19%）で、合計で652人（53%）となります。
- (5) 今後高齢者人口がさらに増加していくなかで、施設への申込需要も増加するものと考えられます。中でも「①介護困難・独居」「②家立ち退き等」「③入院等」の**介護困難な理由が重複している待機者に対しては、その緊急性を鑑み、速やかに入所につなげていくことが必要**です。

そのため、当面は**優先度区分Aの待機者を、介護困難理由の重複度合いに応じて4段階に区分し、細かく実態把握**をしていきます。

- (6) 他県や近隣自治体における特別養護老人ホームの空き状況について情報を収集し、必要に応じて提供できるような取り組みも必要です。

優先度区分 A の特養待機者の介護困難理由の重複 (図 12)



優先度区分 A の特養待機者の介護困難理由の重複 (表 7)

段階	1段階	2段階			3段階			4段階	合計
理由	理由:3重複	理由:2重複			理由:単独			該当なし	
困難度	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
重複理由	①介護困難・独居 ②家立ち退き等 ③入院等	①介護困難・独居 ②家立ち退き等	①介護困難・独居 ③入院等	②家立ち退き等 ③入院等	①介護困難・独居	②家立ち退き等	③入院等	④該当なし	
人数	234	52	363	3	350	4	139	84	1,229
合計	652				350	4	139	84	1,229

<重複理由について>

- (1) 「①介護困難・独居」「②家立ち退き等」「③入院等」の重複は、独居で介護者がいない方で、長期入院等で家を引き払い、病院や介護施設から家に戻れなくなっている方などです。
- (2) 「①介護困難・独居」「②家立ち退き等」の重複は、独居で介護者がいない方で、家やグループホーム等の介護施設からの立ち退き・退所を迫られている方などです。

- (3) 「①介護困難・独居」「③入院等」の重複は、独居で介護者がいない方で、在宅で生活できず病院等で過ごしている方などです。
- (4) 「②家立ち退き等」「③入院等」の重複は、長期入院等で家を引き払うことになり、病院や施設から家に戻れなくなっている方などです。
- (5) 「①介護困難・独居」とは、介護者が重大な病気があったり、複数の高齢者を介護していたりする介護困難や独居で介護者がいない方などです。
- (6) 「②家立ち退き等」とは、グループホーム等から退所することを迫られている方、家を引き払い、住所だけ親族の家に置いている方などです。
- (7) 「③入院等」は、在宅で生活できず、病院、老人保健施設等を何か所も変わりながら生活している方です。
- (8) 「④該当なし」は、在宅で介護者はおられるものの認知症等の症状が重度の方などです。

※ (1) から (8) は、図 12 に対応しています。

第4章 施設整備計画

1 施設整備の区の方

- (1) 特別養護老人ホームの施設整備にあたっては、**優先度区分Aのうち特に優先度の高い、介護困難理由が重複している入所待機者の解消をめざし**、今後10年間の整備目標を設定します。
- (2) 社会福祉法人が介護報酬により継続的かつ安定的に施設を運営できるよう、施設規模150床程度を基本とします。そのための施設建設用地は、おおむね3,000㎡以上必要です。
- (3) 老人短期入所施設を併設し、特別養護老人ホームの定員の1割以上とします。
- (4) 特別養護老人ホームの施設運営は、民設民営を基本とします。そのため、民有地での施設整備が原則となりますが、公有地の活用も積極的に行っていきます。

2 今後10年間の整備目標

- (1) 高齢者人口推計では、令和2年度から11年度までに、8%程度の高齢者人口の増加が見込まれ、要介護認定者数も同様です。
- (2) 令和2年6月現在の特別養護老人ホーム入所希望者は2,554名（優先度区分A1,229名）ですが、今後10年間で、そのすべてが入所できるように特別養護老人ホームを整備することは、3,000㎡以上の建設用地や人材、施設整備費の確保などの側面を考慮すると、現実的には非常に難しいと判断します。
- (3) そこでまずは優先度区分A1,229名のうち、介護度や介護者の緊急度を鑑み、優先度区分Aの中でも特に優先度の高い、介護困難理由が重複している方（652名）が1年を待たずに速やかに施設入所できることを最優先目標とします。そのため、高齢者人口の増加や新規入所者状況（施設の回転率）を折り込み、**令和3年度から7年度までの5年間に970床を目標**に特別養護老人ホームを整備します。
- (4) さらに、重複理由はなくても、多数の高齢者を介護していたり、自らが病を抱えながら在宅で介護をしている、深刻な介護困難理由を抱えている方（350名）が1年以内に施設入所できることを第2の目標とします。そのため、**令和8年度から11年度までの4年間に300床、累計1,270床を目標**に整備します。

3 今後の施設整備における課題・留意点

(1) 施設整備費

最近の例を参考に施設整備費の目安を示すと、150床規模の特別養護老人ホームを整備するには、施設整備費として約25億円を要し、そのうちの1割（2.5億円）が区負担と推計されます。

第4章 施設整備計画

(2) 介護保険料の上昇

特別養護老人ホームの増床に伴い介護保険料の上昇は避けられません。第8期に向けた試算では、100床の特別養護老人ホームを整備すると介護保険料は40円程度上がると見込んでいます。

そのため仮に上記の目標(1,270床)が実現できた場合、介護保険料500円程度の増を見込まなくてはなりません。

(3) 公有地の活用

特別養護老人ホームの整備にあたっては、民有地での施設整備が原則となりますが、公有地の活用も積極的に行っていきます。

(4) 福祉避難所としての機能

特別養護老人ホームには、従来のとおり災害備蓄倉庫を設置するとともに、福祉避難所としての指定を進めます。

(5) 多床室の整備

ユニット型個室より利用料が安い多床室について、国及び東京都と協議しながら増床に努めます。

(6) 安心かつ安定した施設運営

人材の確保を含め、安心かつ安定した施設運営ができる社会福祉法人を選定します。

(7) 他施設の整備

介護老人保健施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅については、当面の間、東京都の施設整備補助金を活用した新規施設の誘導は行いません。

第4章 施設整備計画

4 令和11年度までの整備スケジュール

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（8期・9期・10期）までの整備スケジュールを定め整備を進めます。

介護保険計画期		第7期（2018～2020年度）			第8期（2021～2023年度）		
		2018 平成30年度	2019 令和元年度	2020 令和2年度	2021 令和3年度	2022 令和4年度	2023 令和5年度
整備 目標	既存施設数	/	26 施設	26 施設	27 施設	28 施設	29 施設
	整備済数（床数）		2,813 床	2,813 床	2,903 床	3,053 床	3,183 床
	予定整備数（年度末）		0 床	0 床	90 床	150 床	130 床
	延べ新規整備数		0 床	0 床	90 床	240 床	370 床

特養整備計画表

No			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1	中央本 町 二丁目	開設日	公募	→			2021.4.1				
		予定日									
		整備数 （床数）		特養90・ショート10 計100床 開設							
		工期		工期 2019.7.1～2021.1.31							
2	新田 一丁目	開設日		公募	→			2022.11.1			
		予定日									
		整備数 （床数）			特養150・ショート20 計170床 開設						
		工期			工期 2021.3～2022.8						
3	新規整備 1				公募	→			130 開設		
4	新規整備 2					公募	→				
5	新規整備 3					公募	→				
6	新規整備 4						公募	→			
7	新規整備 5						公募	→			
8	新規整備 6							→			
9	新規整備 7							→			

【参考】申込人数の推移

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
整備 状況	既存施設数	16 施設	17 施設	17 施設	17 施設	21 施設	23 施設
	整備済数（床数）	1,589 床	1,739 床	1,739 床	1,789 床	2,183 床	2,443 床
	申込人数	3,747 人	3,977 人	4,082 人	3,838 人	3,838 人	2,304 人

※平成27年度から、毎年度、特養入所に関する意向確認を行うよう変更した。

資料

優先入所第一次評価基準 「足立区特別養護老人ホーム入所調整運営要領」による

1 介護認定

個別的状況	点数
要介護5	10
4	9
3	8
2	4
1	2

2 介護者の状況（複数に該当する場合、最も点数の高い項目でみる）

個別的状況	点数
本人には同居者がいない。	6
介護者に、病気（注1）や障がい等（注2）がある。	
介護者は、一人で本人を含め2人以上の障がい等がある方を介護している。	
介護者は、75歳以上である。	5
介護者は、週平均40時間以上勤務をしている。	
介護者は、65歳以上74歳以下である。	4
介護者は、週平均20時間以上40時間未満勤務をしている。	
介護者は、12歳以下（中学校入学前）の子どもを育児中である。	2
介護のために仕事を退職した。	
*その他に記載がある場合 その他の記述及び裏面特記事項の内容から判断し評価採点する。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護者が未成年である。…1点 ・介護のために退学した。…3点 ・その他、意見書から介護者の状況を判断し、個別的状況の内容を鑑み、妥当と思われる点数をつける。 	

（注1）「病気」とは長期の入院中、又は進行性・慢性疾患等のため定期的な通院を余儀なくされており、介護ができない状態をいう。

（注2）「障がい等」とは要支援1以上、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾病等の医療証の交付を受けている場合をいう。

3 認知症の周辺症状

個別的状況	点数
3項目以上該当	3
2項目該当	2
1項目該当	1
該当なし	0

※ 医療機器の使用、病気については評価しない。

4 住まいの状況

個別的状況	点数
住居（グループホーム及びケアハウスを含む。）から立ち退きを迫られている。	3
入院中・入所中であるが、住居を引き払った又は処分したことにより戻る家がない。	
有料老人ホーム等に入所中であるが、経済的理由で退所予定である。	2
部屋または家が2階以上にあるが、エレベーター等の昇降手段がない。	1
介護上の問題から住宅改修が必要だが、家主の承諾が得られない又は敷地が狭小等の理由で改修できない。	
介護上の問題から住宅改修が必要だが、経済的な理由で改修できない。	
住宅に介護上の問題はない。	0

5 区外申込者増要因

個別的状況	点数
区外申込者（葛飾区からの申込者を除く。）	- 8
葛飾区からの申込者	- 2
合 計	2 2

優先入所第二次評価基準 「足立区特別養護老人ホーム優先入所第二次評価基準取扱指針」による

※ 第一次評定において算定された点数に加点する

	あてはまる内容	加算する点数
ア	足立区から区外養護老人ホームに措置されたために住所が区外（葛飾区を除く。以下この表において同じ。）になった場合	8点
イ	足立区から葛飾区の養護老人ホームに措置されたために住所が葛飾区になった場合	2点
ウ	長期に足立区内に居住していて、主な介護者が死亡等ではなくなったため、区外の親族等に引き取られた場合 長期に足立区内に居住していて、介護老人保健施設、病院に入所し自宅を引き払ったが、足立区に親族がなく、やむを得ず住所を区外の親族宅にした場合	8点
エ	長期に足立区内に居住していて、主な介護者が死亡等ではなくなったため、葛飾区の親族等に引き取られた場合 長期に足立区内に居住していて、介護老人保健施設、病院に入所し自宅を引き払ったが、足立区に親族がなく、やむを得ず住所を葛飾区の親族宅にした場合	2点

資料（優先入所評価基準）

オ	介護老人保健施設、病院、介護療養型施設、グループホームに入所している場合	1点
カ	老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームに入所している場合	-8点
キ	介護老人保健施設、病院、介護療養型施設、グループホームへの入所若しくはショートステイの長期利用が1年以上経過している、又はこれらを1年以上転々としている場合	1点
ク	在宅サービス利用率が90%以上の場合	1点
ケ	その他早期入所が必要と思われる場合	1～3点

重要事項

- (1) 入所申込書に虚偽の記載があった場合は、入所できません。
- (2) 申込書の記載内容を確認するため、勤務先や通院先などがわかる資料の提示をお願いする場合があります。

高齢者等実態調査の概要

足立区の高齢者等の実態、介護事業所の状況把握のため、令和元年12月から令和2年2月にかけて、以下の9種類の調査を実施した。

	調査票	実施時期	対象者	今回			前回		
				発送数	回収数	回収率	発送数	回収数	回収率
区民 対象 調査	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和元年 12月16日 ～ 令和2年 1月17日	65歳以上一般高齢者及び要支援認定者	7,500	4,103	54.7%	6,000	3,407	56.8%
	②高齢者単身世帯実態調査		75歳以上単身高齢者	2,500	1,353	54.1%	2,000	929	46.5%
	③要介護認定者実態調査		要介護1～5の認定者	5,000	2,637	52.7%	4,000	2,069	51.7%
	④在宅介護実態調査	令和元年 12月～ 令和2年 2月	在宅生活中の要支援・要介護認定者（期間中に認定の更新を行った者） ※聞き取り調査	942	688	73.0%	800	625	78.1%
事業所 対象 調査	⑤介護保険在宅サービス事業所実態調査	令和元年 12月16日 ～ 令和2年 1月17日	在宅サービス提供事業者	738	449	60.8%	713	471	66.1%
	⑥居宅介護支援事業所実態調査		居宅介護支援事業所	219	156	71.2%	231	169	73.2%
	⑦介護保険施設実態調査		介護保険施設	44	36	81.8%	42	30	71.4%
	⑧有料老人ホーム施設実態調査		有料老人ホーム施設	45	19	42.2%	42	23	54.8%
	⑨サービス付き高齢者住宅実態調査		サービス付き高齢者向け住宅	36	22	61.1%	34	24	70.6%